

第3章 外国人住民と共に暮らす 香川づくりのための基本的考え方

1 基本理念

本計画の考え方を明確にするための基本理念は次のとおりです。

外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、
共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる香川づくり

基本理念の趣旨

これまで、本県では、県や市町、国際交流団体などが中心となって、さまざまな国際交流活動や国際協力活動、外国人住民支援事業を推進してきました。

国際交流活動の主なものとしては、市町や教育機関、各種の団体などが実施している外国との友好提携、多くの国際交流団体が中心となって実施している県内在住外国人との友好交流事業などが挙げられます。

また、国際協力活動の主なものとしては、ラオスやカンボジアなど特定の国に対する民間団体の支援活動や独立行政法人国際協力機構（JICA）四国支部を中心とした官民挙げた幅広い開発途上国への支援などがあります。

さらに、外国人住民に対する主な支援事業としては、多言語情報の提供や日本語習得機会の提供、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進するための交流事業などが挙げられます。

近年は、本県においても南米の日系人をはじめとする外国人労働者やアジア諸国からの技能実習生などが急増しており、自治会やPTAなど地域の活動の場でも、外国人住民と何らかの関わりを持つことが日常的になりました。

しかし、このような日常生活の延長線上での外国人との関わりは、例えば、外国人住民アンケート調査や県政モニター調査でも明らかのように、「ゴミの出し方」をめぐるトラブルや生活習慣の相違など、一つ間違えば地域住民との大きな問題に発展する可能性があるものも多く含まれます。

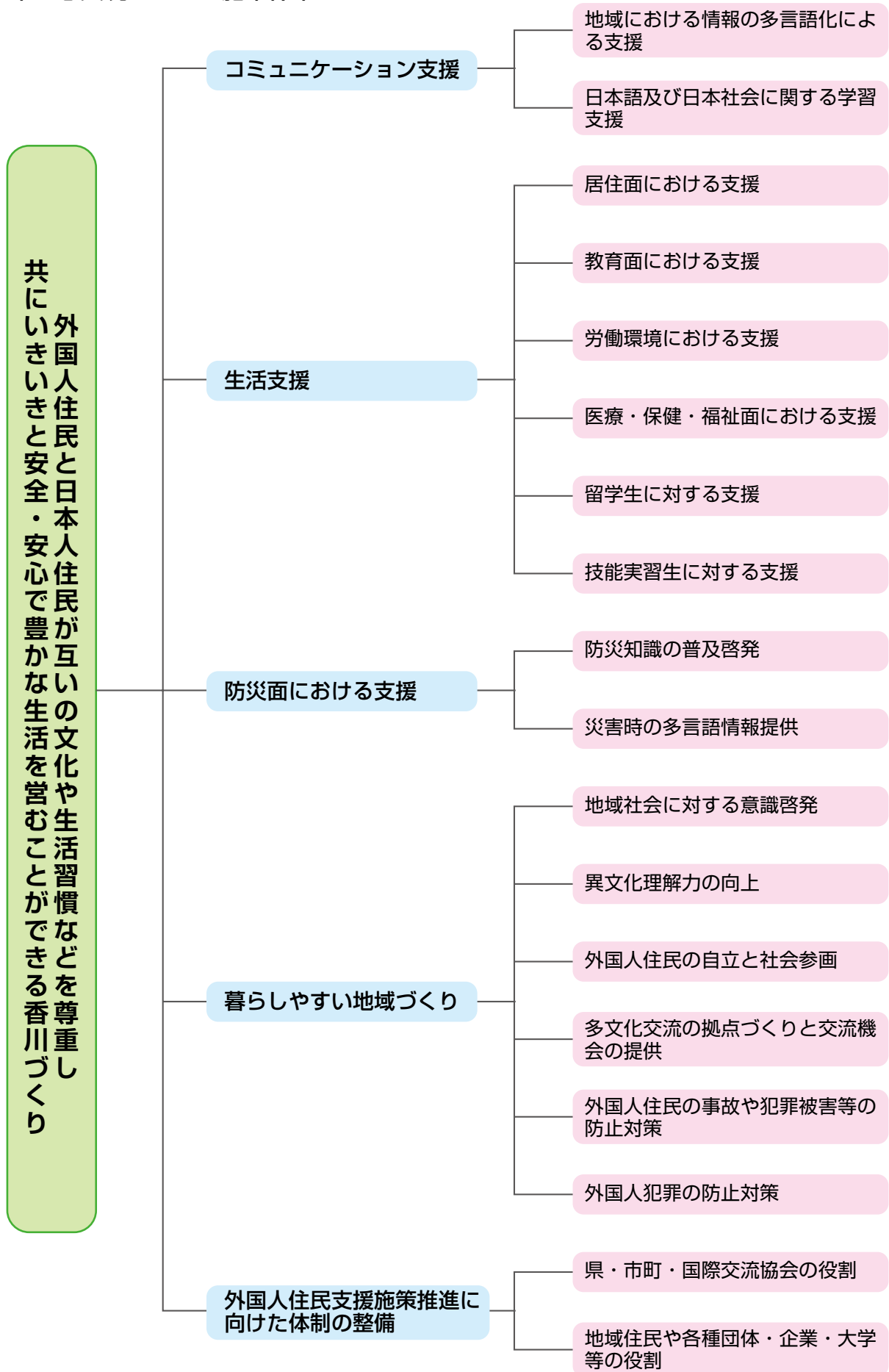
外国人、中でも日本語力が十分でない外国人住民が慣れない日本で生活した場合には、労働、医療、福祉、教育などさまざまな分野で困難に遭遇します。

しかし、何らかの支援施策を講じることにより、このような困難を少なくしていくことは可能であり、また、外国人住民と日本人住民の双方がお互いを理解し合えるような場を少しでも多くしていくことによって、トラブル等を少なくすることができます。

そして、外国人住民と日本人住民がともに安心して住みやすい香川県にしていくためには、お互いが相手の立場を尊重しながら対等で友好的な関係を築き、同じ地域に住む住民として共に助け合いながら生活していくという姿勢が最も重要です。

このようなことから、本プランでは、「かがわ多文化共生推進プラン（仮称）」策定委員会」での意見や外国人住民アンケート、県政モニター調査などの結果を踏まえながら「外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる香川づくり」を基本理念とし、施策の基本的な考え方を定めています。

基本理念実現のための施策体系



2 施策の基本的な考え方

(1) 外国人住民のコミュニケーション支援のための考え方

近年、海外からの技能実習生など日本語力が不十分な外国人住民が増加していることから、教育や医療、福祉などさまざまな分野で言語を中心とした外国人住民への対応が求められており、支援する側においても実際のニーズに即応できる専門知識が求められるようになってきました。

このため、日本語や日本社会についての知識や理解が十分でない外国人住民が安心して生活できるよう、行政機関や各種団体、企業などが連携しながら多言語情報の提供や日本語の習得、日本の社会に関する学習支援など外国人住民のコミュニケーション支援に取り組んでいく必要があります。

①地域における情報の多言語化などによる支援

日本語を母国語としない外国人住民が、本県で安心して生活していくためには、さまざまな媒体を通じて生活情報が多言語で提供されることが最も重要です。

しかし、すべての情報を多言語で提供することは事実上困難であり、まずは、日常生活で最低限必要な情報の多言語化を進め、それでカバーできない分野について、ボランティア通訳などが支援するといった対応が必要です。

外国人住民が生活していく上で最も重要な基礎的情報は、在住する市町での育児や教育、保健、あるいはゴミの出し方などの生活・行政サービス情報です。

そのため一部の市町や国際交流団体では、必要な情報を多言語で記載した生活ガイドブックの配布や多言語によるホームページの開設などのサービスを実施していますが、今後は、これらの内容をさらに充実していくとともに、県下の全市町が同様のサービスを提供できるよう県が一定の役割を果たしながら支援していくことも重要です。

そして、ゴミ出しなどの日常生活情報についても外国人住民が情報を得やすいように多言語化するとともに、また確実に取得できるような情報発信について工夫が必要です。

併せて、外国人住民の多くが主な情報入手手段としているインターネットを利用した配信については、媒体を拡大・拡充していくことが必要です。加えて、外国人住民が必要とする目的に応じた情報や関連機関の情報等を、各市町や国際交流協会等で共有化を図るとともに、県や県国際交流協会のホームページにリンク・集約するなど情報の一元化による検索の効率化を図る工夫も必要です。

また、駅、市役所、図書館、体育館など公共施設での多言語表示や、外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語^{*1}」表記も不可欠であり、これらは行政機関だけでなく、企業や各種団体などを巻き込んだ全県的な取組が必要です。

特に、災害発生時などの緊急時には、外国語での情報表示が遅れることも予想されますので、避難所に準備している多言語表示シート^{*2}を活用することや、できるだけやさしい日本語を使用することも重要です。

県国際交流協会が実施している通訳ボランティアの派遣についても、外国人住民や関係団体への更なる周知に努めるとともに、登録ボランティアの育成にも取り組んでいく必要があります。

- ※1 普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語のこと。最近では、英語や中国語といった外国語以外にも、「やさしい日本語」を多言語の一つとしてとらえる場合もある。
例：「避難所」→避難所ひなんじょ<みんなで逃げるところ>、「余震」→余震よしん<後で来る地震>
- ※2 外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として、避難所等で使用する言葉・情報（メッセージ）を多言語で翻訳した文例集のことを言う。

<多言語表示シート>

（例）避難所で炊き出しの時間を告知するためのシート。時間を記入すれば、そのまま多言語でのお知らせとして使用することができる。

<p>メッセージ番号 S045 作成年月日： 年 月 日</p> <p>炊き出し：__：__から</p> <p>ただし（あたたかい たべもの）：__：__から</p> <p>热饭分发时间：__：__开始</p> <p>熱飯分發時間：__：__ 開始</p> <p>식사제공：__：__부터</p> <p>連絡先： 住所 電話 FAX</p>	<p>メッセージ番号 S045 作成年月日： 年 月 日</p> <p>炊き出し：__：__から</p> <p>Hot meal distribution: __: __</p> <p>Horário da distribuição de comidas aquecidas: a partir das __: __ h</p> <p>Distribución de comida caliente: desde las __: __</p> <p>Pamamahagi ng Mainit na Pagkain: Simula __: __</p> <p>連絡先： 住所 電話 FAX</p>
--	---

出典（一財）自治体国際化協会 災害時多言語情報作成ツール

②日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本で生活していく上で、日本語能力を身につけることは、より充実した生活を送る上で必要不可欠な要素の一つであり、積極的な学習が重要です。

これまで、外国人住民を対象とした日本語指導については、県国際交流協会や市町国際交流協会、一部のボランティア団体などが、「日本語講座」等の事業を実施しています。こういった日本語学習の場は、同時に外国人住民が日本社会特有の伝統や習慣、決まりごとなどに関する知識を得る手段の一つとしても有効です。

しかし、日本語を学習する機会はまだ不足していることから、地域や職場においてさらに充実させることが必要です。加えて、高度な日本語の習得を望んでいる外国人住民がいることから、上級者向けの日本語学習の機会を設けるなど、外国人住民のニーズに沿った支援も充実させていく必要があります。

(2) 外国人住民の生活支援のための考え方

①居住面における支援

外国人住民が日常生活を送る上で、日本語力が十分でないことから発生するトラブルだけでなく、文化や習慣等の違いから発生するトラブルが見受けられます。

また、ゴミの分別方法や地域における生活ルールなどを巡って、外国人住民と日本人住民との間にトラブルが発生する事例も多く、ゴミ処理など自治体活動に関わる説明資料の

多言語化や、トラブル発生時の通訳対応などの対策が必要です。

このようなトラブルは、生活習慣の違いに起因することが多いことから、最初に地域の生活ルールや生活情報を的確に外国人住民に伝達する手段の確保が必要であり、その周知の徹底を図るために、自治会や国際交流の民間団体等が連携をとりながら、地域全体で外国人住民を支えていく体制が重要です。

また、公営住宅については、募集案内等の多言語表記や、外国人住民が気軽に相談できるような窓口の対応が必要です。

②教育面における支援

外国人住民アンケート調査からも明らかなように、言葉の壁を感じている外国人児童生徒が多く存在しています。文部科学省によれば、平成5年では、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国で10,450人でしたが、平成26年には29,198人と2.8倍に増加しています。その間、外国人児童生徒は全国各地の学校に在籍するようになり、多くの学校や地域でその対応が求められるようになりました。本県においても、平成24年の66人から平成26年には98人と増加し、日本語の日常会話が十分にできなかつたり、また日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒がおり、その支援体制の一層の充実が必要となっています。また、外国人児童生徒が在籍する学校においては、日本語学習支援に加えて高校や大学への進路指導、就職支援のより積極的な取組が必要です。

特に、外国人児童生徒が進学する際に、受験をはじめとする入試情報等を適切に伝達するなど、日本語力が十分でない、本人やその家族の不安を解消できるようなきめ細やかな配慮が必要です。

中でも、保護者が外国人である場合、日本国民である保護者が負う就学義務が課されていないため、その子供たちの中には未就学となっている者がいます。最終的に、本県への定住化を進めるためには、県内への就職率、高校への進学率を上げるための取組が重要であることから、未就学の者に対する取組も必要と言えます。

一方、外国人児童生徒の保護者の中には、日本語の理解の不足から、日本の教育制度に適應できない場合や、学校と家庭との連携に困難を伴う場合も見られることから、積極的に多言語の情報提供をしていくことが重要です。

また、地域においても外国人の児童生徒に対して、継続的に日本語や日本の文化などを学習できる場を設けるなどの工夫が必要です。

③労働環境における支援

本県においても、外国人労働者がますます増加する傾向にあり、賃金・労働環境の問題や社会保険未加入問題、不法就労等の問題などが顕在化しています。

就労実態が不透明な外国人労働者の雇用状況を把握するため、国では、外国人労働者を雇用している企業に対し、氏名や出身国など雇用状況の報告を義務づけることとし、この報告を基に雇用管理の徹底を図り、不法就労対策に役立てています。

一方、外国人住民のうち、「日本人の配偶者等」や「定住者」等の在留資格を持つ者は、日

本での就労に制限がないにもかかわらず、日本語の能力が十分でない場合が多く、日本の雇用慣行、労働法規等の理解に乏しいこと等から、適正な雇用条件が確保されていない事例も見受けられます。

このため、香川労働局では、「外国人雇用管理アドバイザー（社会保険労務士）※」2名を委嘱し、各事業所の雇用管理の実態に応じた相談・指導を行っていますが、今後さらなる支援が課題となっています。

また、就労制限のない外国人住民が、その発想を生かした新たな事業や、地域経済の活性化のための事業などに自ら起業して取り組もうとする際には、（公財）かがわ産業支援財団、地域の商工会議所・商工会などにおいて相談・助言を受けることができます。

こうした行政の取組に加えて、事業者における自発的な取組として、外国人労働者を雇用する企業は、地域における外国人住民を交えたイベントに積極的に参加するよう協力するなど、外国人労働者が日本の地域社会における一員であることを自覚できるとともに地域参画が行われるよう、啓発に努めていくことも重要です。

※「外国人雇用管理アドバイザー」は、外国人労働者の雇用管理に関する事業主からの相談に関し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握・分析し、改善案を提示したり、雇用する外国人労働者との間で生じるコミュニケーション上のトラブル等の解決協力をすることにより、雇用管理改善の支援を行っている。

④医療・保健・福祉面における支援

少子高齢化の急速な進行や健康意識の高まり、生活習慣病の増加等により、外国人住民の医療・保健・福祉に関するニーズが日本人住民のニーズと同様に高度化・多様化しており、これらの分野においても、言語や習慣等の違いに配慮した行政サービスの提供や関係機関やボランティア団体などが連携した支援体制の整備が必要とされています。

このため、県や県国際交流協会では、医療機関と協働しながらホームページで多言語に対応した医療機関名などの情報を提供するとともに、外国人が医療・保健施設などを利用する際の通訳ボランティア派遣などを行っています。

しかし、医療・保健部門の通訳は、一般的な生活相談等とは異なり高度な通訳が求められることも多いため、ボランティアの通訳スキルの向上を図ることが必要です。

次に、国民健康保険や介護保険は、外国人住民のうち一定の要件を満たす者については加入や支給申請等が可能となっていますが、制度やサービスの利用方法などが十分知られていないため、保険者である市町と県が連携しながら、多言語での周知啓発に一層努めていく必要があります。

また、福祉分野についても、生活習慣等の違いによって福祉サービスを利用しにくい面もあることから、情報の多言語化に努めるとともに、外国人住民のうち介護が必要な高齢者・障害者に対して、多様な文化的背景に配慮したサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。

⑤留学生に対する支援

平成20年7月、国は「留学生30万人計画」骨子を策定し、平成32年（2020年）まで

に30万人の留学生の受入を目指す目標を掲げました。そして、平成26年における留学生の受入人数は、日本全国では184,155人、本県においては403人となっています。

近年、留学生の受入について、国は知的国際貢献という目的だけでなく、高度人材の受入を積極的に行うこととしており、また大学等も単に外部からの要請に応えるという受身の姿勢から、自らの教育研究の活性化のために積極的に受け入れようという姿勢に大きく変化し、民間国際交流団体、企業、ボランティア団体等の留学生支援活動も大きな広がりを見せてきました。

こうした留学生の受入増加には、国による日本留学のための手続きの簡素化、日本国内の大学等のグローバル化の推進、留学生のための宿舎等の受入環境づくりといった背景があります。本県についても、平成21年以降留学生は増加しており、今後もこうした傾向が続くことが見込まれます。

しかし、留学生の増加の反面、受入側にいくつかの問題点が指摘されます。①諸外国と比較して高い生活コストや住居貸借交渉時の差別的な扱いがあること、②日本人学生や地域社会との交流の機会が少ないこと、さらに、③日本の社会全般に異文化受容意識が薄いことなどです。

このため、日本語学習のサポートのみならず、既に県国際交流協会が実施している住宅確保のための連帯保証人制度や、(公財)高松市国際交流協会が実施している国民健康保険の一部負担制度、新たにリサイクル用品の情報提供等による生活面でのサポートや、日本での就職を希望する留学生と企業の間での求人・求職のマッチング、さらに日本文化を理解できるような支援など、留学生を支援していく様々な施策の充実が必要です。

⑥技能実習生に対する支援

日本における外国人技能実習制度は、我が国における少子化の進行やボーダレス社会の出現、高度情報化の進展等により、外国人労働者問題が議論される中、開発途上国における人材育成・経済発展に貢献することをめざして、実施されているものであり、平成元年の入管法の改正によりこの制度が大きく普及し始めました。

法務省の在留外国人統計によると、平成26年末における本県における技能実習生は3,299人となっています。平成元年から、中小企業団体等の団体監理型の受け入れが可能になったほか、平成4年には「技能実習生制度」が発足し、本県における受入人数は大きく増加しています。また、平成22年7月より、技能実習生の法的保護と法的地位の安定を図るため、外国人技能実習生制度の見直しが行われました。

しかし、制度が定着・浸透し、技能実習生が増加していく反面で、送出機関と受入機関の双方における制度の理解不足による不適正事案の発生や、技能実習生の逃亡・失踪、不法就労や犯罪への関与、地域社会からの孤立などさまざまな問題が生じています。

このため、適切な研修が行われるよう受入企業等に対する相談・指導業務の充実を図る必要があります。また、技能実習生の団体監理型受入組合の設立・運営を支援する機関としての県中小企業団体中央会と県とは、連携を密にし、受入機関・受入企業への制度の理解促進を図るとともに、技能実習生等を対象とした相談窓口の整備等が課題となっています。

また、技能実習生自身に、地域社会へ積極的に溶け込もうとする意識を持ってもらうた

めの啓発はもとより、地域においても、住民の国際感覚の涵養を図るなど、外国人の受入環境を整備したり、受入企業も地域との連携を構築していく必要があります。

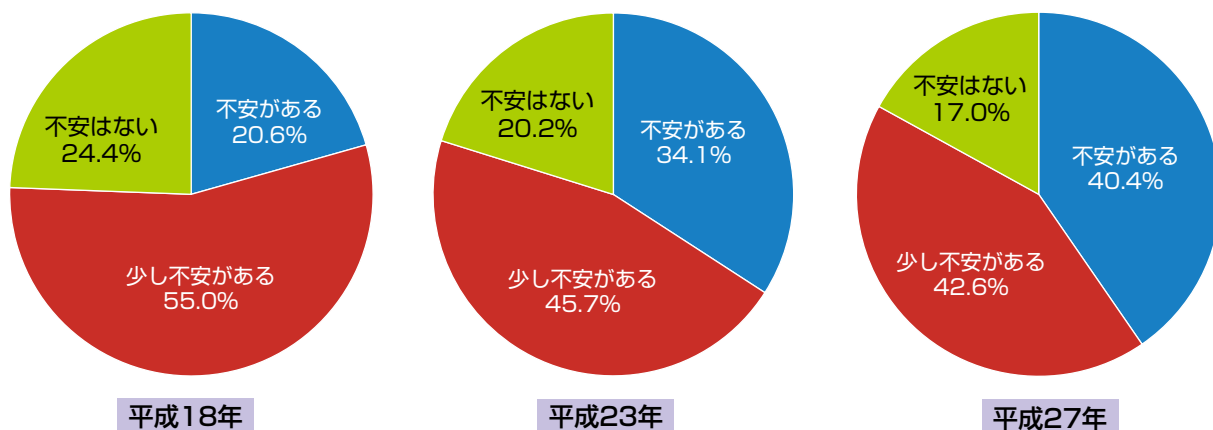
(3) 外国人住民の防災面における支援のための考え方

災害が発生した場合や発生のおそれがある場合に、正確な情報を得ることが防災や減災を図る上で最も重要とされていますが、外国人住民は、日本語力が十分でない場合や、日本の生活環境に不慣れな場合、さらには災害についての知識がない場合などがあり、災害時に被災する可能性は、日本人に比べて一般に高いと考えられています。

そのため、外国人住民は、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等とともに、「災害時要援護者」として位置付けられているものの、言葉や文化、慣習の違い、災害経験や防災知識の不足などから、ほかの「災害時要援護者」とは異なる状況に置かれています。

平成23年3月に発生した東日本大震災時にも、日本語力が十分でない外国人住民に正しい情報が伝わらず逃げ遅れる事態が発生したり、被災地や避難生活において困難な状況に置かれたりするなど、災害発生時における外国人住民の支援が改めてクローズアップされました。

また、平成27年5月に実施した外国人住民アンケート調査においても、前回調査（平成23年実施）、前々回調査（平成18年実施）と比べ、災害に対して不安を抱く外国人住民が増加しているという結果が出ています。



外国人住民アンケート調査
災害などの緊急時について不安がありますか。

現在、県では、「香川県地域防災計画」の中で、平常時と災害発生時における外国人の安全確保のための対策を定めていますが、外国人住民の所在確認の方法や関係機関のネットワーク整備などについては、市町における対策を含めてまだまだ課題が多いのが現状です。

①防災知識の普及啓発

今後30年以内に70%程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震や、大型台風などによる大規模災害への対応は、きわめて緊急を要する課題であり、今後は、県と市町が連携しながら、外国人住民に対する防災知識の普及・啓発活動や多言語による情報伝達手段の整備などさまざまな対策を講じていく必要があります。

また、外国人労働者や技能実習生などを受け入れている企業等は、いざという時に備えて、日頃から外国人労働者等への避難訓練等を実施しておくことが大切であり、また外国人住民自身も、地域の防災訓練に積極的に参加するなど、日頃から十分に備えておくことが重要です。

さらに、外国人住民が集住している地区においては、大地震などの大規模災害時を想定し、通訳等ボランティアや地元住民・自主防災組織等の協力による負傷者の搬送や救護、炊き出しなどによる防災訓練等を実施することも必要です。

そして、外国人住民も含めた防災訓練はもとより、外国人住民を災害弱者としないための取組として、各市町や関係団体を対象とした「災害時における外国人の支援対策研修」やボランティアを対象とした「災害時多言語支援センター」の開設訓練を実施するなど、日頃から地域住民が一体となって、災害に備えておくことが必要とされています。

また、平素より外国人住民の所在を把握するとともに災害発生時における連絡体制を整備することが喫緊の課題となっています。

②災害時の多言語情報提供

日本語力が十分ではないなど、コミュニケーション上の特別な支援が必要となる外国人住民には、災害発生時において正確な情報や避難勧告などの重要な情報が十分に伝わらない可能性があることや、避難所での生活情報や応急対策情報の周知が難しいため、多言語での情報提供が必要です。

(4) 外国人住民と共に暮らす地域づくりのための考え方

本県では、高松市や丸亀市などを中心に県下の各地域で、多くの外国人住民が生活しています。日本人住民とは異なる文化を持つ外国人住民が、地域住民と対等な関係を築きながら共生していくためには、地域の住民一人ひとりが国籍や民族などの文化的差異を認め、理解するよう努めていくことが重要です。

また、日本語力が十分でない外国人住民が、地域社会の中で孤立することがないように、地域のボランティアなどが中心となって日本語や日本社会に関する学習を支援し、自立を促すとともに、地域社会へ参画する仕組みを整備し、その能力を地域において最大限発揮できるような環境づくりも必要です。

①地域社会に対する意識啓発

地域において、外国人住民にも暮らしやすい環境づくりを推進していくためには、単に行政が外国人住民に対して必要な施策を講じるだけでなく、地域全体が、日常生活を共にする住民として、外国人住民の人権を尊重し、温かく受け入れていく姿勢が重要です。

そして、住民一人ひとりが、同じ地域に住む外国人住民の文化や習慣の違いなどを積極的に受け入れ、地域社会の一員として共に生きていくための努力や工夫をすることが重要です。

そのためには、市町の担当者や自治会、国際交流協会等が一堂に会し、地域の外国人問題について議論し、問題意識を共有するとともに、地域の住民に対しても十分な意識啓発をしていくことが重要です。

そして、外国人住民に関するさまざまな問題解決に向けて地域全体が協働しながら具体的な対策を講じていくとともに、同様な課題を抱える地域間のネットワークを構築し、共通の課題に対し連携しながら対処していくことも必要です。

②異文化理解力の向上

現在、県内には約76の国や地域からの外国人住民が8,946人暮らしています。県の人口が減少していく中で、およそ100人に1人が外国人となりつつあります。

外国人住民と日本人住民が互いの文化や生活習慣などを尊重し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができるためには、互いの文化・習慣・言語などを知ること、学ぶことが必要です。

こうした中、学校や職場、地域をはじめ、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味などのあらゆる機会に異文化に触れ、理解を深めていくことが必要です。

一方、外国人住民が日本語や日本の文化・習慣等に関する知識などを身につけ、自らの経験や能力を生かして地域社会で活躍したり、日本人住民とのつながりを深められるようにするためには、日本語や日本文化等について学ぶ機会を充実させることが重要です。具体的には、現在さまざまな団体が実施している外国語講座や国際理解活動のなお一層の充実が必要です。

そして、安心して暮らすことができるよう生活の基盤を整えること、外国の文化や言語を学ぶための情報の提供を充実させることも重要です。

③外国人住民の自立と社会参画

外国人住民にとって、その地域を暮らしやすい地域にするためには、日本人住民が温かく外国人住民を受け入れるだけでなく、外国人自身も地域住民の一人であることを十分自覚し、清掃活動やPTA活動、伝統的な祭事等に積極的に参加するなど、自ら地域に溶け込んでいこうとする姿勢が大事です。

しかし、地域の慣習などを理解していない外国人住民がさまざまな活動をする際、それが大きな障害となっています。

少しでも課題を解決し、社会参画を促進していくためには、地域の中でサポートできるボランティアなどが、外国人住民の日常生活を支援しながら外国人住民の自立を促していくことが重要です。

外国人住民アンケート調査及び県政モニター調査において、外国人住民が日本人住民と、日本人住民が外国人住民と交流を望む声が多いことから、行政や国際交流団体などが中心となって国籍や文化の違う外国人住民と日本人住民が集い、お互いの文化、風習等の理解を深めるさまざまな活動や、人的な交流、気軽な意見交換ができる機会を少しでも多く提供していく必要があります。

④多文化交流の拠点づくりと交流機会の提供

国際理解を深めるためには、外国人住民と日本人住民が集い、自由に交流し、様々な文

化に触れる機会を増やしていくことが重要です。

そのためには、多文化共生の中核となる施設である香川国際交流会館の機能を強化し、さらなる魅力向上を図り、交流の機会の提供に努めるとともに、その情報を発信していくことが重要です。

そして、香川国際交流会館の所在地である高松市に限らず、その他の地域での交流の機会を提供するなど、誰もが参加しやすいように機会を増やしていくことも必要です。

また、県や県国際交流協会と市町や関係機関等が連携し、外国人住民や日本人住民の交流のニーズ等を把握するための情報収集等に努め、ネットワークづくりを行うなど積極的に取り組んでいくことが大切です。

⑤外国人住民の事故や犯罪被害等の防止対策

県内における外国人住民の増加とともに、外国人が事故や事件の被害者となるケースが増えています。その原因の一つとして、外国人住民が日本の交通ルールや関係法令だけでなく、日本の生活環境や日本の習慣等を十分に理解していないことなどが考えられます。

このため、県下の各警察署では、外国人住民が、日本の交通ルール等を理解する助けとなるよう、外国人のための多言語ガイドブックを配布したり、技能実習生受入企業等からの要請を受けて、技能実習生等を対象とした「防犯・交通教室」等を開催していますが、今後も犯罪等被害防止のため、多言語による各種広報・啓発活動の継続の実施が重要です。

また、警察だけでなく外国人を受け入れている企業や各種団体、外国人が住んでいる自治会などの積極的なサポートなども必要です。

⑥外国人犯罪の防止対策

全国的に、外国人による犯罪は組織化・凶悪化の傾向が見られ、治安悪化要因の一つになっています。犯罪発生地域は、都市部だけにとどまらず地方へも拡散しており、本県においても例外ではありません。

中でも不法滞在者は、不法就労だけでなく犯罪に手を染める者もあり、外国人犯罪の温床となっていることが指摘されてます。

全国における技能実習生の失踪者数は、平成26年度で3,139人（（公財）国際研修協力機構（JITCO）の公表数字）と前々年度1,532人から大幅に増加した前年度2,822人に比べさらに増加しており、失踪して不法滞在者となるケースも多く、受入団体等が失踪防止に向けた取組を強化しています。

このような状況の中、法令を遵守し堅実に生活している大部分の外国人住民に対する警戒心を払拭し、差別や偏見を防ぐためにも、関係機関が相互に連携しながら不法滞在者の減少に重点を置いた対策を積極的に推進していく必要があります。

(5) 外国人住民支援施策推進に向けた体制整備の考え方

本県における国際交流や国際協力活動は、国際化の重要性が指摘され始めた1980年代から、県や市町、一部の国際交流団体が牽引役となって活発な活動が行われ、現在では、数多くの団体によってさまざまな活動が実施されていますが、外国人住民支援施策については、その

重要性や必要性があまり広く認識されていないため、まだまだ不十分な状態にあります。

市町や国際交流協会などの中には、多言語による生活ガイドブックの配布や外国人向けの多言語でのホームページの開設、日本語教室開講などの支援を行っているところがありますが、まだ対応できていない市町もあります。

そこで、市町やNPO、NGOなど民間団体、さらには企業や地域コミュニティなどの多様な主体が連携・協働するとともに、それぞれの役割を明確にしながら体制を整備し、これまで以上に具体的な問題に対処していくことが必要です。

①県・市町などの役割

外国人も住民の一人であり、日本人住民と同様の行政サービスを受ける権利があることを県・市町の国際化施策担当部局だけでなくすべての職員が自覚し、対応していくことが最も重要です。そして、国際化施策担当部局が中心となって、庁内横断的な連絡調整を行い、効果的かつ効率的な対策を実施していく必要があります。

市町では、環境問題や保健福祉、教育など日常の様々な分野で直接外国人住民に行政サービスを提供する主体であることから、外国人住民支援施策に関する指針や計画を策定した上で、国際交流協会やその他の国際交流団体、自治会など様々な団体と役割を分担しながら外国人住民の実情に即した支援施策を講じていかなければなりません。

また、県は、県内のすべての行政団体や民間団体等が目指すべき外国人住民支援施策の方向性を示しながら具体的施策の実施や施策の誘導をしていくとともに、それぞれのつながりを強化するため、各関係団体との意見交換の場を設けるなど外国人住民の支援に積極的に取り組む体制を整えていく必要があります。

特に本県は、市町の数が少なく連携が図りやすいことから、今後は、国際化施策担当部局の連絡調整会議を定期的で開催し、より緊密な連携施策を実施していくことが重要です。

さらに、県と県国際交流協会の関係については、これまで以上に役割を明確化するとともに、協会の自立性や独自性を強化しながら、市町レベルでは対応できない分野に重点を置いた施策を連携しながら実施していく必要があります。

②地域住民や各種団体・企業等の役割

外国人住民が増加している今日、行政だけですべてのニーズに対応していくことは困難です。中でも日本語力が十分でない外国人住民や法律・マナーなどさまざまな日本のルールがよくわからない外国人住民が日本社会の中で安心して生活していくためには、各種の国際交流団体の支援やボランティアによるきめ細かな支援が不可欠です。

また、外国人住民が居住している地域においては、その地域に住む住民全体が外国人の立場や文化を理解しながら、地域に溶け込みやすい環境を整えていくことが重要です。そして、外国人自身もサポートを求めるだけでなく、住民として自らその地域の慣習を理解するよう努めるとともに、地域のイベントやボランティア活動などに積極的に参加していく姿勢が必要です。

多くの外国人労働者や技能実習生を受け入れている企業は、関係する法律を遵守するだけでなく関係団体と連携しながら外国人に関わる諸問題の解決に積極的に努めていかなければなりません。